

平成26年度第1回柏市子ども・子育て会議における意見について

基準（案）に対する意見と市の考え方

意見	市の考え方
【地域型保育事業の認可基準について】 居宅訪問型事業の保育従事者について、「必要な研修」は、誰が、いつ、どこでやるのか。	研修内容，実施体制については，現行の家庭的保育事業における研修等を踏まえ，今後，国においてそれぞれ検討するとされています。
【支給認定基準について】 保育の必要性の事由の就労について、「1日4時間，月に16日以上」となっている。ワークシェアリング等で，ある日は3時間，別の日は6時間という働き方もあるのではないかと。月16日以上かつ64時間以上」という表現に変えることはできないか。	保護者の就労形態が多様化している一方，1か月のうち，限定された期間だけではなく，定期的に保育園を必要としている保護者を対象とすべきという考え方もあります。従って，「週4日以上かつ16時間以上」という表現を用いることにより，1日の就労時間については柔軟に対応してまいりたいと考えております。
【放課後児童クラブの設備及び運営の基準について】 児童健康福祉専門分科会で，資格を持つ指導員を増やすなど質を上げていくべきという意見があるが，どう考えるか。	今般の基準策定では，学童保育の質の向上を図る事が狙いの一つであると考えられます。 この基準の趣旨を踏まえ，資格者を増やす取り組みを進めていくとともに，現在の指導員に対しても，必要なコミュニケーション能力，保育技術などについて引き続き研修を行い，利用のし易さと，質の向上の両面から改善を図ってまいりたいと考えています。

意見	市の考え方
【放課後児童クラブの設備及び運営の基準について】 施設の面積が保育園の乳児室の基準と同じ1人当たり1.65㎡でよいか。	こどもルームは、時期や日によって、また一日の中でも利用児童数にかなり変化があり、保育室の広さについても捉え方が難しいところでは。 乳児と異なり、学童保育では保育室以外に校庭や体育館、場合によっては野外保育として校外に出るなど保育を展開する場所も多様になるためこのような面積が基準とされていると考えます。 今般の市町村が基準を策定するのにあたり、国が省令案を示していますが、その検討の中では、「毎日利用する児童数に一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当」とされていますので、市では、そのことを踏まえた上で、各小学校区ごとの児童数の見込みや利用率、他のスペースの活用の可否なども含めて検討してまいりたいと考えています。

その他

【地域型保育事業の認可基準について】

居宅訪問型事業の保育従事者について、「市町村長が認める者」とあるが、市町村長が認めたことが公にわかるようにしてほしい。

【放課後児童クラブの設備及び運営の基準について】

現在、指導員の知識や技術を向上させるための補助員も含めた研修は行われているか。

【放課後児童クラブの設備及び運営の基準について】

子どもの居場所を充実させることができれば、利用が分かれていくことで放課後児童クラブが利用しやすいようになると考える。